

徳島県告示第六百六十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年十一月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四二六号	料 混合有機質肥	料一号 東榮混合有機質肥	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格の定め のとおり	株式会社東肥糧製造所 勝浦郡勝浦町大字沼津九山一番地の二	令和七年十一月十五日
徳島県 第四二七号	同	料一号 東榮混合有機質肥	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一七・〇	同	同	同
徳島県 第四一八号	料 魚廃物加工肥	料一号 東榮魚廃物加工肥	窒素全量 四・〇 りん酸全量 七・〇	同	同	同